

国立市立保育園民営化ガイドライン意見交換会 開催記録

1 概要

日 時 平成28年9月17日（土）10時～12時20分
 会 場 国立市役所地下1階食堂
 参加者数 保護者10名、保育審議会委員6名（公立保育園園長含む）、市職員6名

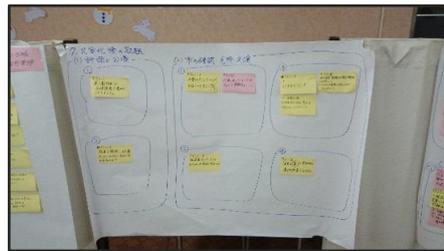
2 内容

- ①子ども家庭部長あいさつ
 - ②国立市立保育園民営化ガイドラインの概要説明
 - ③グループワーク・意見交換
- ※グループワークでは、各グループにおいて、意見や疑問を書き出し、項目別にまとめながら参加者や市職員が意見交換をしました。

【Aグループ】



【Bグループ】



3 各グループにおいて出された意見

■Aグループ

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|---------|---|
| 1 | ○民営化の手法 | 「民設・民営」のメリット、デメリットは？ |
| 2 | | 「民営化」のメリット、デメリットは？ |
| 3 | | 浮いた財源の具体的な使い道を示して下さい。どこに何割という数字が無いと判断がつかない。 |
| 4 | | 最善の利益は何を指すか？ |
| 5 | | 民設民営？ |
| 6 | | 認定こども園保育型はどうか？ |
| 7 | | 「財政上」以外の民営化の理由？ |
| 8 | | 保護者意見の反映は？ |
| 9 | | 国立市が保育実施の主体であれば、公立だけでなく、私立、幼稚園も含めた検討案、民営化以外の方法がないかも検討すべきではないか？ |
| 10 | | 民営化への議論にあまり関わっていない保護者、民営化時期に入園となる保護者、一般市民に向けての周知は今後どのタイミングでこういった形で行うのか。 |
| 11 | | 保護者の理解、子供たちの不安解消というなら、12月に1園決定は見送るべき！ |
| 12 | | 事業者選定委員会に参画する学識経験者はどのようにして保護者の意見を吸い上げ、状況を保護者に伝えるのか。市が間に入るのか保護者側で対応するのか。 |
| 13 | | 民営化園の決定方法。 |
| 14 | | 対象園が決まったらどうなるのか？ |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|----------------------------------|---|
| 15 | ○事業者の募集方法 | 「優良な事業者」だとしても、優良な保育者を調達できるのかどうかの担保はどうするのか。 |
| 16 | ○事業者の選定方法 | プロポザール方式とは？ |
| 17 | ○事業者の選定基準 | 社会福祉法人だけが良いのか？ |
| 18 | ○事業者の募集条件 | オブザーバー委員ができること、できないこと、してはいけないこと、しなくてよいこと。 |
| 19 | | 看護師・調理師の設置。 |
| 20 | | 保育士の資格を持った職員が公立保育園と同じであること。 |
| 21 | | ガイドラインをもとに事業者を決めるが、民営化後はガイドラインから外れた運営になってしまうことはありえないことなのか。 |
| 22 | | 自園調理方式は推進であって絶対ではないのか？食材管理もきちんと引継がれるのか？ |
| 23 | | 園舎・園庭の確保（立て替えや倉庫設置等）。 |
| 24 | | 私立保育園の保育士さんの離職率が高い理由は検証済みか？それに対する対策は…。 |
| 25 | | 子供の体の発達に詳しい職員。年齢・月齢・発達に合わせて、遊び、体操等を取り入れてくれる？ |
| 26 | | 配置 6年以上 注釈を入れては？ |
| 27 | | 保護者については、当事者として話しを聞く場を設けるとしているが、もう一方の当事者である公立保育園の保育士と市はどのような説明・協議を行ってきたか、これからどう持っていくのか。 |
| 28 | | 災害時対応は？ |
| 29 | | 募集期間について、「2か月以上」のデットラインはいつか？ |
| 30 | | 職員配置について、民営化後の園が配置替えする際には市に届けるなどするのか。園の運営状況を市が把握し続けられるのかどうか。 |
| 31 | | 対象園の選定基準の公開。 |
| 32 | | 公表時期 新年度入園を見込み具体的に決めては？ |
| 33 | | 国立市保育計画には、子供の最善の利益を最優先に考える為には、できる限り、「保育の質」の維持・向上を目指すとするが、民営化はそれは反しないか。 |
| 34 | ○保育内容の継承 ○三者協議の実施 ○合同保育の実施 | 保育内容の継承 ・「一定」というのはどういう意味でしょうか。 |
| 35 | | 1/3の保育士の条件 ・6年以上従事というのは、同じところに6年以上、あるいは転職して職場が複数でも6年以上なのか。 |
| 36 | | 引継ぎは3年以上、1年に1~2人位、正職の先生が入れ替わる。 |
| 37 | | 社会保障4経費の内訳は、ほとんど高齢者向け。年金11.7兆円、医療11.2兆円、介護2.8兆円、子ども・子育て支援2兆円。 |
| 38 | | 12月の民営化対象園の決定は時期尚早。まずは延期してほしい。 |
| 39 | ○今後の公・私立の在り方 | 発達支援室は園の巡回で支援しているようだが、各家庭を（負担があれば公園など）巡回してはどうか？ |
| 40 | | 民営化後の保育サービスの拡充については、優先順位が分からないので教えて下さい。 |
| 41 | | 公立と私立の職員の平均月収には17.5万円の差がある。3%程度の処遇改善では足りないと思うので、給与上乘せしてあげて欲しい。 |
| 42 | | スクールソーシャルワーカーについて、説明会で触れられていたが、配置型や派遣型か？ |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 43 | ○転園希望 | 民営化後の不安、不満、対応の明確化。 |
| 44 | ○民営化後の取組 | 1園を民営化するのは、本当に決定なのか。民営化後、他の3園についてはどうする予定なのか。その決定はいつするのか。 |
| 45 | ○市の支援、進行管理 | 市内保育園転園の優先措置、同時に何名かあった場合の優先順位は？ |
| 46 | | 矢川プラスに、民営化された矢川保育園が入ることになった場合に、設計段階にいつからどの程度保護者や市民の意見を反映してもらえることになるのか。 |
| 47 | | 他園の民営化の際は引き継ぎorやり直し？ |
| 48 | | 勧告命令は？ |
| 49 | | 三者協議会の継続は永久的に行って欲しい。 |
| 50 | | 保育公開日は沢山設ける。 |
| 51 | | 市だけが負担？ |
| 52 | | 事業者が突然の開園を決めた場合の対応はどうなるのか？ |
| 53 | | 建物の老朽化が言われているが、市は各園の建替え費用を積み立てたりしているのか？ |
| 54 | | 給食やおやつ食材の産地・安全性の徹底公開。 |
| 55 | | 民設であるという事は、建替え費用は新しい事業者が全て負担となるのか？ |
| 56 | | もっと予算を子どもに回すべき。もっと積極的に、国から予算をつけてもらうべき。 |

■Bグループ

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|------------------|--|
| 57 | 3(3) 事業者の募集方法 | 募集要項を作成するのはどこか？ |
| 58 | 5.(1)方式 | 民設民営・公設民営の何が違う？ |
| 59 | | 運営実績⇒6年以上と記載。 |
| 60 | 5(2) | 運営実績の基準とは？ |
| 61 | 運営主体 | 運営実績の社福⇒何を基準にはかるの？ |
| 62 | | 社会福祉法人がびったりくるのがなかったら…？ |
| 63 | | 意見を伺う機会を設けた後のアクションとレビュー |
| 64 | 5(4) | 当事者の保護者がオブザーバーなのはなぜ？知識がないから？ |
| 65 | 事業者の選定方法 | 学識経験者を参画させる必要がある。 |
| 66 | ②について | 保護者のオブザーバー人数・資格？ |
| 67 | | 事業者選定していく作業をオープンにして欲しい。(できたら) |
| 68 | 5(5) | 市が指定する条件とは？ |
| 69 | 事業者の選定基準 | 市が指定する条件(7)を全て満たすことが基本になりますか？ |
| 70 | ②について | 市が指定する条件は公開されていますか？ |
| 71 | | 公立保育園の水準以上の職員配置。 |
| 72 | ⑤について | 専門職も同様に配置ができること。 例:栄養士と調理師が・看護師と保健師が 兼ねるなど。 |
| 73 | | 今の保育園の先生の経験年数と「1/3が6年以上の経験者」というのに差異はないのか？ |
| 74 | | 事業運営における健全性や透明性、どのように調べるか？ |
| 75 | ⑥について | 健全性や透明性、保護者に分かりやすく開示していただけるのか？ |
| 76 | | 保護者に対して説明責任を果たす。 |
| 77 | ⑦について | 抽象的すぎるのでは？ |
| 78 | ⑧について | リスクコミュニケーションが必要。 |
| 79 | | 子どもへの影響を特定して欲しい。 |
| 80 | | ”国立で”ということ？⇒国立市内の社福が優先ということ？ |
| 81 | ⑩について | 具体的にどのような内容になりますか？ |
| 82 | | 貢献や実績があること。ということは市内の社会福祉法人から選定？ |
| 83 | ⑪について | 園運営に職員の参加⇒意見が反映されていること。(公保の大切にしてきた合議制もあり) |
| 84 | 5(6) ②について | 施設長及び主任保育士⇒社会福祉士、社会福祉主事(現場経験豊富な人をお願いしたい) |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|------------------------------|--|
| 85 | 5(7) 募集条件 <運営全般> | 「市の指導と遵守」とあるが、品川区の例のような事になった際、(ならないよう)何か対策は考えているのか。 |
| 86 | <基本的条件> | ⑦苦情ではなく大きな事故が万が一、起きてしまったら、裁判の対応は、市、保育園? |
| 87 | | ⑧自園調理方式⇒園の職員が作ること。(業者委託ということも考えられるので) |
| 88 | | 対象園を建替えることになった時、現在の設備を下回らないようにすることを明記する。 |
| 89 | | ①定員構成の継承⇒弾力化で定員構成オーバーで受入はしないで欲しい。 |
| 90 | | ②現状と同体制のしょうがい児保育の実施⇒加配、巡回相談、就学までの園との面談・相談など丁寧な関わりを行って欲しい。 |
| 91 | | 手が挙がらなかった場合、ガイドラインの内容を可能性はあるのか。 |
| 92 | | 「保育園の運営実績が一定期間ある事業者」という内容を盛り込むことはしないのか。 |
| 93 | 条件を満たさない法人しか出なかった場合はどうなりますか? | |
| 94 | <職員配置等の条件> | ④現在、非常勤職員をしている方の玉突き退職がないようにして欲しい。⇒他の公立で |
| 95 | | ③児童福祉事業に6年以上⇒保育園に勤務 |
| 96 | | ②保育士だけでなく、栄養士、看護師、看護師or保育士、調理師、用務員なども選任であること。 |
| 97 | | ③1/3の保育士が6年以上はどうか? |
| 98 | | 専門職の記載が少ない(栄養士、保健師等) |
| 99 | 5(9) 移管スケジュール | 事前公募には対象園の決定がされていないとダメなのですか? |
| 100 | 6(1) 保育内容の継承 | 引継ぎ内容の継承⇒先生たちの思いと、各保護者の思いをどう集約していくのか。 |
| 101 | | 一定の保育内容って? |
| 102 | | ①公立保育園が作成している保育のガイドラインを資料として参考にして欲しい。(現在、9月中に作り、部と協議後完成としたい) |
| 103 | | 一定の保育内容とは。どういう内容を想定しているのか。 |
| 104 | 6(2) 三者協議の実施 | 三者協議会ではそれぞれが納得できるところまで行えるような時間配分をとってもらいたい。 |
| 105 | | 三者協議会の進め方はどのように決めるのか。 |
| 106 | | 三者協議会でしっかり全保護者に伝えるには時間が足りない。 |
| 107 | | 三者協議会はどこがモニタリングするのか? |
| 108 | 「積極的」の頻度は? | |
| 109 | 6(3) 合同保育の実施 | 子どもたちへの影響は絶対出る。対応が気になる。 |
| 110 | | 影響の特定 現在の保育士の認定を受けた場合に限り引継ぎが実行される。 |
| 111 | | ①について 保育士だけではなく看護師or保健師、栄養士も行いたい。 |
| 112 | ②について | 期間について：民営化の対象園によって配慮が異なるので、決定後、新たに協議する。 |
| 113 | | 期間は全保護者の同意が会った方がよい。 |
| 114 | | 合同保育の期間については、3ヶ月を区切らず、現場の様子を見て設定できるような猶予期間があるとよい。 |
| 115 | ③について | 移管前の場合は担任予定者を配置する。 |
| 116 | | 合同保育期間については、保護者が納得するまで十分検討し結果を出して欲しい。 |
| 117 | | 移管前には一年間の合同保育をし、引き継ぐ園の職員を各クラスに配置し、保育の継承や子どもの姿等、共に保育しながら伝える。 |
| 118 | ④について | 移管前の場合は担任予定者を配置する。 |
| 119 | | 合同保育期間については、保護者が納得するまで十分検討し結果を出して欲しい。 |
| 120 | | 移管前には一年間の合同保育をし、引き継ぐ園の職員を各クラスに配置し、保育の継承や子どもの姿等、共に保育しながら伝える。 |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|------------------|---|
| 121 | 6(4)市による支援及び進行管理 | 進行管理の方法は？公開されるか？ |
| 122 | ①について | 市は引き続き「ガイドラインにのっとして」計画的に… 入れる |
| 123 | ②について | 問題が発生した場合、民営化は中止して欲しい。 |
| 124 | | 改善・指導に従わない場合は？ |
| 125 | | 問題が発生した時、保護者は誰に改善を求めればよいのか？フィードバックは保護者全体にされるのか？ |
| 126 | | 問題発生⇒三者協議会でも検討する場として欲しい。 |
| 127 | ③について | 具体的に。 |
| 128 | 7(1)評価と公表①について | 第三者評価は全保護者に参加してもらうこと。 |
| 129 | ②について | 結果公開後、改善点はどのように話し合われるのか？ |
| 130 | 7(2)市の確認・点検・支援 | 必要に応じて⇒×、少なくとも月に1回⇒○ |
| 131 | ①について | 必要に応じてではなくて定期的にして。 |
| 132 | ②について | 保護者アンケートはどうやって作成するのか？ |
| 133 | ③について | いつまでに？ |
| 134 | | 出た意見・苦情の内容を検討して欲しい。(どんどんと民営化することがないように) |
| 135 | | 問題発生時の窓口を明らかにして欲しい。 |
| 136 | ④について | 保育士等：具体的に適性検査もして欲しい。 |